不公平な裁判をするおそれに関する質問の具体的イメージ

- 第1 当日用質問票において聞く質問
 - 1 あなたは,被告人又は被害者と関係があったり,事件の捜査に関与するなど,この事件と特別の関係がありますか。(ある。ない。)

(ある場合には具体的にお書きください。)

2 あなた又は家族などの身近な人が今回の事件と同じような犯罪の被害にあったことがありますか。(ある。ない。)

ある場合には、その被害の内容を差し支えない範囲でお書きください。

3 今回の事件のことを報道などを通じて知っていますか。

知らない。

ある程度知っている。

詳しく知っている。

第2 質問手続において口頭で聞く質問

- 1 第1の1で「なし」と回答した場合 この点について何も質問しない。 第1の1で「ある」と回答した場合 事件関連不適格事由(法17条)の場合には、明確な疎明資料がある場合は別として、質問手続においてそれが事実であるか確認し、事件関連不適格事由(法17条)該当性について判断する。 事件関連不適格事由以外の事由を特別の関係として記載していた場合(例えば、被告人と同じ会社に勤めているなど)には、「事件との関係を離れて、この裁判で証拠に基づいて公平に判断することができますか。」と質問し、その回答によって不公平な裁判をするおそれの有無を判断する。
- 2 第1の2で「なし」と回答した場合 この点について何も質問しない。 第1の2で「あり」と回答した場合 被害の程度などについて更に追加して

聞くことはせず,「ご自身や身近な人の被害の経験を離れて,この裁判で証拠に基づいて公平に判断することに支障がありますか。」と質問し,その回答によって不公平な裁判のおそれの有無を判断する。

3 第1の3で , と回答した場合 この点について何も質問しない。

第1の3で と回答した場合 「報道などに左右されることなく,法廷で見たり聞いたりした証拠だけに基づいて判断できますか。」と質問し,その回答によって不公平な裁判をするおそれの有無を判断する(なお,状況に応じ,適宜「どの程度知っているか」,「この事件についてどのように考えているか」,といった質問を交えることも考えられる。)。

4 上記1~3以外に,全員に対し,「その他この事件について公平な判断をできない特別の事情がありますか。」と質問する。

「はい」と回答した場合には特別の事情が何かを質問した上で,不公平な 裁判をするおそれの有無について判断する。

- 5 事件類型に応じて追加する質問について
 - (1)(警察官等の捜査官証人が予定されている事件について)

捜査官証人が予定されている事件において、当事者の求めがある場合、裁判長は、口頭で、「あなたには、警察等の捜査は特に信用できると思うような事情、あるいは逆に、特に信用できないと思うような事情がありますか。」と質問をし、「いいえ」と回答した場合には、何も質問しない。「はい」と回答した場合には、「それはどのような事情ですか。」と質問をする。その回答によって必要がある場合には、「そのような事情があっても、警察官等の証言の内容を検討して公平に判断することができますか。」と質問をし、不公平な裁判をするおそれの有無を判断する。

(2)(死刑の適用が問題となる事件について)

死刑の適用が問題となる事件において,当事者の求めがある場合,裁判長は, 口頭で,「起訴されている 罪」について法律は,『死刑又は無期若しくは 年以上の懲役に処する』と定めています。今回の事件で有罪とされた場合は, この法律で定まっている刑を前提に量刑を判断できますか。」という質問をし, 「はい」と回答した場合,もしくは,特に異論を述べない場合にはこの点につ いては何も質問しない。

他方で、積極的に裁判員候補者から異論が出た場合には「今回の事件の裁判で、証拠によってどのような事実が明らかになったとしても、評議においては、絶対に死刑を選択しないと決めていますか。」という質問をし、「いいえ」と回答した場合にはこの点についてはさらに質問をしないが、「はい」と回答した場合には、回答に応じてさらに質問を行って、不公平な裁判をするおそれの有無を判断する。